

令和4年度 活動テーマ
次代へ繋ごうLPガス

〈活動目標〉

- 1. 保安・防災対策の推進強化
- 2. お客様へのきめ細やかな啓蒙活動を進める
- 3. 遵法精神を徹底する
- 4. LPガス販売価格の透明化促進
- 5. 需要開発運動を進める

愛媛県

LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県LPガス協会
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

令和5年度 高压ガス担当者紹介

愛媛県・新居浜市消防本部・松山市消防局の人事異動により、高压ガス担当者の異動がありましたので、お知らせいたします。(液石担当者は太字で明記)

(県庁・東予地方局・中予地方局・南予地方局)

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X	
県 庁 消防防災安全課	課 長	別府 聡憲	089-912-2320	089-941-0119	
	主 幹	稲田 和教			
	保安係長	武田 伸也			
	主 任	赤松 洋輝			
	主 任	影浦 裕			
	技 師	徳永 友貴			
東 予 地方局	本 局 防 災 策 室	室 長	山橋 敏臣	0897-56-1300 (代表)	0897-56-3731
		交通保安係長	高橋 美和		
		主 任	堀江 洋平		
	今 治 支 局 総 務 県 民 室	室 長	大内 美世	0898-32-3732	0898-24-1586
		主 幹	阿部 勝		
中 予 地方局	防 災 策 室	室 長	山本伸一郎	089-909-8750	089-913-1140
		防 災 策 係 長	長井 弘幸		
		担 当 係 長	松賀 信行		
		主 任	田中 彩未		

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X	
南 予 地方局	本 局 防 災 策 室	室 長	洲之内聖二	0895-28-6103	0895-22-0576
		防 災 策 係 長	渡部 真也		
		主 事	西川 佳奈		
	八 幡 支 局 総 務 県 民 室	主 事	正岡 健聖	0894-24-5288	0894-24-6271
		室 長	二宮 啓介		
予 防 課	主 幹	権田 典三	0897-65-1342	0897-34-1189	
	防 災 策 係 長	松浦 宏和			
	専 門 員	寶生 明子			
	専 門 員	奥嶋 智代			

(新居浜市消防本部)

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X
予 防 課	消 防 長	高橋 裕二	0897-65-1342	0897-34-1189
	課 長	高橋 茂雅		
	副 課 長	星加 龍一		
	主 査	藤田 圭祐		
	主 事	青野 祐大		

(松山市消防局)

所 属	職 名	氏 名	電 話	F A X
予 防 課	消 防 局 長	村尾 尚登	089-926-9217	089-926-9163
	課 長	中西 則之		
	主 幹	河本 崇希		
	主 査	渡邊 亮平		

第45回 通常総会のご案内

(一社)愛媛県LPガス協会 第45回通常総会の日程をご案内いたします。

正会員の皆様には、案内状並びに出欠ハガキ(委任状)、総会資料を後日送付いたします。会員代表者以外の方が出席された場合、委任を受けていないと議決権を行使することができなくなっておりますので、十分ご注意ください。

委任を受けている場合でも、委任する方が会員代表者である必要があります。

なお、開催日時、場所につきましては、次

のとおりです。

- 日 時**
令和5年5月25日(木)
午後1時30分より
- 場 所**
松山市南堀端町2-3
リジェール松山(JA愛媛会館)
8階 クリスタルホール

四国ガス(株)との転換情報

(2023年3月転換処理分)

項目 地区	LPガス から 四国ガス へ転換	四国ガス から LPガス へ転換	差 引 き 四国ガス へ転換	転 換 され た 累 計
	今 治	0	0	0
松 山	8	16	▲8	12,399
宇和島	2	0	2	3,100
計	10	16	▲6	20,179

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

連休について

連休について、LPガスの配送・点検をはじめ、お客様からの呼び出し等不測の事態が発生する可能性は多々あります。その際には細心の注意を払い、確実な実施をおねがいいたします。

お客様からのご要望で切替が生じる可能性もありますが、出来るだけ連休期間中は避けることをお勧めしてください。都市ガス転換についても切替を行う際には、切替予定日の事前通知に関し、出来るだけ連休を避けるようにお客様へお話をしてください。

また、配送時の運転に際しては、余裕のある時間での対応を心がけてください。配送車両の点検項目や配送中の注意点・非常時の措置などを事前によく確認したうえで、配送中は道路交通法を遵守し安全運転を心がけてください。運搬しているLPガスは、取扱いを間違えると危険を伴うものであることをよく自覚し、十分に注意をして配送業務に従事して頂くよう、改めてお願いいたします。

協会日誌

- 3月28日(水)
火育出張教室
(多機能児童保育広場すくこと)
- 3月30日(木)
四国LPガスブロック会議
(高知県)
- 4月13日(木)
監事監査
(一社)愛媛県LPガス協会
- 4月17日(月)
監査報告会・執行役員会
(えひめ共済会館)
- 4月20日(木)
令和5年度第1回理事会
(松山市総合コミュニケーションセンター)

5月は消費者月間

消費者への対応は法令を遵守し、的確かつ迅速に

昭和43年5月に「消費者保護基本法」が施行されました。その施行20周年を機に消費者志向の強化及び消費者啓発を推進するため、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と定めています。

昨年より成年年齢が引き下げられたため、LPガスの供給契約も18歳から一人で行えるようになりました。また、特商法の改正により、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になっております。法改正に合わせた適切な対応をお願いいたします。

LPガス販売指針では取引の適正化、料金の透明化への取り組みとして、「標準的な料金メニュー公表」が求められています。それに加え、国は賃貸住宅入居希望者への入居前料金提示の徹底を進めています。いずれも消費者との料金トラブル未然防止の一助となります。いま一度、販売指針やガイドラインを見直し、それらに沿った積極的な取り組みをお願いいたします。



ご存知の通り、LPガス供給の契約がある消費先であってもLPガス供給とは異なった要件で訪問し、器具などを販売した場合は、「特定商取引法」に該当します。事業者は法律で定められた要件を満たさなければなりません。

内容を再確認いただき、トラブルの未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

「特定商取引法」とは

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象にトラブル防止のルールを定め、事業者による不正な勧誘行為等を防止することで消費者の利益を守ることを目的とした法律です。

【取引類型】

○訪問販売

自宅等への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売）等

○電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

○通信販売

新聞、雑誌、インターネット等の広告による場合など、郵便、電話等の通信手段により申込

みを受ける販売

○訪問購入

消費者の自宅等を訪問し、物品を販売他にも「特定継続的役務提供」、「連鎖販売取引」、「業務提供勧誘販売取引」があります。

【行政規制】

トラブル防止のため事業者に対して規制が設けられ、違反者には行政処分又は罰則の適用があります。

《氏名等の明示の義務付け》

勧誘開始前に①事業者名、②販売商品、③目的（勧誘）などを消費者等に告げる。

《不当な勧誘行為の禁止》

価格・支払い条件等について不実告知*、重要事項の不告知や威迫によって消費者を困惑させる勧誘行為の禁止、再勧誘の禁止、迷惑勧誘等の禁止。

*『不実告知』とは

購入判断に影響を及ぼす重要な事項について客観的事実と異なる説明をすること。また、消費者の権利を妨害するために事実でないことを告げ、消費者が告げられた内容が事実であると誤認すること。「不実のこと」とは、だます意思があるか否かに関係なく、事実でないことを指し、言い違いも該当。

《広告規制》

- ①広告への重要事項表示の義務付け
- ②虚偽・誇大な広告禁止
- ③未承諾者への電子メール等による広告の禁止

《書面交付義務》

契約締結時等に、重要事項を記載した書面の交付義務

【民事ルール】

行政規制とは別に、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられています。（一部抜粋）

《クーリング・オフ》

「契約時の書面」等、法律で決められた書面を受け取ってから一定の期間内*に、無条件で解約すること。書面に不備があった場合、事業者が書面を交付しなかった場合は、期間が過ぎても解約すること。

*訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間。連鎖販売取引、業務提供勧誘取引は20日間。

《中途解約》

特定継続的役務提供、連鎖販売取引では、クーリング・オフ期間経過後も理由を問わず、契約解除が可能（中途解約）

《過量販売解除》

訪問販売及び電話勧誘販売によって、購入者にとって特別な事由なく通常必要とされる分量を著しく超える契約をした場合、解除が可能。

◎勧誘詐欺等被害について

LPガスに関する勧誘や詐欺による過去のトラブル事例をご紹介します。

《電話・訪問販売等について（セールス等）》

- 料金が極端に安価である。
- 「現在ご利用のLPガス料金は地域で一番高いかもしれません」と言って切替の勧誘
- 訪問者が会社・氏名を明確にしない
- 公的機関を装い、現在取引している販売店の検針票の内容を聞き出す
- 書面への捺印を急がす
- 「ご近所のみなさんも申し込んでくれました」と言って勧誘

《点検等を装った詐欺について》

- 「配管が壊れてガス漏れしている」と突然訪問し、修理を行うことを提案。作業中に部品がないので購入すると言って代金を徴収し、そのまま帰ってこない。
- 点検を装って訪問。いつもの業者と異なっていたため、社名・氏名を確認するも名乗るだけで、名刺等の提示はなし。仕方なく対応すると部品交換代金を請求され、支払っても領収書が発行されなかった。

いずれも消費者が販売業者に連絡したことにより被害発覚しました。昨今では消費者と担当者が対面する機会が激減しているため、担当者の顔や自分が契約している販売店がわからないという消費者が多くなってきています。また、約束なしの突然の訪問への警戒感が強くなっております。対面に替わるコミュニケーションや情報発信の導入もご検討ください。

テキスト代をお振込みされた場合は事前発送になりますので、送料880円（税込）を併せてご入金ください。なお、テキストは講習会初日に受付でも販売しています。

設備士第二・第三講習会

LPガスの設備工事は「液化石油ガス設備士」の免状取得者でなければ従事することはできません。

今回実施する講習会の修了者（筆記・技能両方も合格）は、液化石油ガス設備士免状申請書に講習修了証を添付し申請すると、液化石油ガス設備士免状の交付が受けられることになっております。

受講希望者は、必ず経験証明の方法を参照の上、お申込み下さい。

記

1. 講習日時

7月3日(月)～5日(水)迄 3日間
9:00～17:00

2. 講習場所

リジェール松山
松山市南堀端町2-3

3. 受講資格

(ア) LPガス設備工事の作業（同一型式の①気化装置②調整器③ガスメーター等の交換）に1年以上経験があり、その証明ができる者

(イ) 次のいずれかの資格取得者

- 一・二級管工事施工管理技士
- 職業訓練校「配管科」修了者
- 職業訓練校「配管科」指導員免許取得者
- 建築配管技能士

4. 使用テキスト、参考図書

- 液化石油ガス設備施工マニュアル（第5次改定版） 3,450円（税込）
- 液石法（第37次改訂版） 3,670円（税込）
- 液石法概要（設備士・第2次改訂版） 870円（税込）
- 設備士問題集 2,380円（税込）

5. 受講料

15,800円（技能試験料は除く）

6. 検定試験日

7月28日(金) リジェール松山

7. 経験証明の方法

(ア) LPガス設備工事の作業に関する1年以上の経験証明について

同封申込書下欄のLPガス工事の作業に関する1年以上の経験については、代表者（社長）がその業務内容・経験等について十分検討のうえ証明し（経験証明欄に記入）、代表者印を押印すること。

(イ) 管工事関係の資格所有者

同封申込書に所有する資格の写しを添付すること。

8. 申込み方法、受付期間等

同封申込書・受講票に必要事項を記入し、(受講票写真欄に写真1枚貼付) 受講料とともに5月15日(月)～19日(金)の受付期間にお申込みください。

9. 定員

60名